

2022年10月25日

吸収合併に係る事前開示事項
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

東京都港区芝浦三丁目1番1号
サントリー食品インターナショナル株式会社
代表取締役 齋藤 和弘

当社は、サントリービバレッジサービス株式会社(住所：東京都港区芝浦三丁目1番1号、以下「SBV」といいます。)との間で、2022年10月14日付で締結した吸収合併契約に基づき、2022年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、SBVを吸収合併消滅会社として、吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行うことといたしました。つきましては、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収合併契約の内容に関する事項(会社法第794条第1項)
吸収合併契約書の内容は、別紙1のとおりです。
2. 本吸収合併の対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第191条第1号)
当社は、SBVの発行済株式の全てを所有しているため、本吸収合併に際し、SBVの株主に対する金銭等の対価の交付を行いません。
3. 新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第191条第2号)
該当事項はありません。
4. 消滅会社に関する事項(会社法施行規則第191条第3号)
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
SBVの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

- ① SBV は、2022 年 1 月 1 日付で、コーシン・サントリービバレッジ株式会社（以下「KSB」といいます。）との間で、吸収合併を行い、KSB の権利義務全部を承継いたしました。
- ② SBV は、2022 年 1 月 1 日付で、サントリービバレッジソリューション株式会社（以下「SSL」といいます。）との間で、吸収合併を行い、SSL の権利義務全部を承継いたしました。
- ③ SBV は、2022 年 1 月 1 日付で、当社との間で、吸収分割を行い、当社に対して、SBV のグループ経営本部及び事業推進本部が営む事業、機材運営管理事業並びに不動産管理事業並びに当該事業以外の事業に関して有する権利義務の一部を承継させました。
- ④ SBV は、2022 年 1 月 1 日付で、サントリーフーズ株式会社（以下「SFS」といいます。）との間で、吸収分割を行い、SFS に対して、SBV の保有するワールドサンフーズ株式会社（以下「WSF」といいます。）の普通株式及び西武商事株式会社の普通株式の全て（以下、総称して「本株式」といいます。）、当社と SSL の間で締結された 2016 年 4 月 1 日付サントリーグループ会社貸付金制度基本契約書に基づくグループファイナンスに係る借入債務のうち、当該吸収分割により承継される本株式の帳簿価額に相当する債務、並びに SBV が SBV 以外の WSF 株主との間で締結している WSF の運営や株式の取扱い等に関する 2016 年 8 月 8 日付株主間契約及びこれに係る契約上の地位並びにこれらに基づき発生した一切の権利義務を承継させました。
- ⑤ SBV は、2022 年 1 月 1 日付で、株式会社ジャパンビバレッジ（同日付でサントリービバレッジソリューション株式会社に商号を変更しておりますが、SSL とは別会社です。以下「SBS」といいます。）との間で、吸収分割を行い、SBS に対して、SBV の営む全ての事業から上記③に定める吸収分割契約に基づき SBV から当社へ承継される事業を除いた事業に関して有する権利義務及び当該事業以外に関して有する権利義務の一部を承継させました。
- ⑥ SBV は、2022 年 1 月 1 日付で、上記⑤に定める吸収分割契約に基づき、剰余金の配当として、SBV から 2022 年 1 月 1 日における SBV の株主に対して、SBS の普通株式の交付を行いました。
- ⑦ SBV は、最終事業年度である 2021 年 12 月期の決算においては債務超過となっておりますが、2022 年 1 月 1 日付で実施した当社グループ内の自動販売機等事業の再編手続を通じ、債務超過を解消しております。

5. 存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号）

(1) 当社は、2022 年 1 月 1 日付で、SBV との間で、吸収分割を行い、SBV のグループ経営本部及び事業推進本部が営む事業、機材運営管理事業並びに不動産管理事業並びに当該事業以外の事業に関して有する権利義務の一部を承継いたしました。

(2) 当社は、アジアパシフィック事業においてオセアニアを中心にフレッシュコーヒー事業を展開した **Suntory Coffee Australia Limited** の全株式の **UCC ANZ MANAGEMENT PTY LTD** への株式売却を 2022 年 4 月 1 日付で完了しました。

当該株式譲渡における現金による受取対価は 21,303 百万円（233 百万オーストラリアドル）であり、当該株式譲渡に関連する費用を控除した譲渡益 15,842 百万円を当第 2 四半期連結累計期間において「その他の収益」に計上しています。

6. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本吸収合併の効力発生後の当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれ、当該資産及び負債の額を踏まえ、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本吸収合併後においても当社の債務の履行の見込みがあると判断いたしました。

以上



吸収合併契約書

サントリー食品インターナショナル株式会社（以下「甲」という。）とサントリービバレッジサービス株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との吸収合併に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は存続し、乙は解散する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下の各号に掲げるとおりである。

- (1) 甲：吸収合併存続会社
商号：サントリー食品インターナショナル株式会社
住所：東京都港区芝浦三丁目1番1号
- (2) 乙：吸収合併消滅会社
商号：サントリービバレッジサービス株式会社
住所：東京都港区芝浦三丁目1番1号

第3条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当に関する事項）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対する金銭等の対価の交付を行わない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併により変動する甲の資本金及び準備金は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 資本金：変動せず
- (2) 資本準備金：変動せず
- (3) 利益準備金：変動せず

第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年12月1日とする。但し、本合併の手の続の進行上必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第6条（会社財産の承継）

乙は、乙の一切の資産、債務、契約その他の権利義務を効力発生日において甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第7条（合併手続）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認その他の本合併に必要な事項に関する決議（会社法第 319 条第 1 項に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。第 9 条において同じ。）を得るものとする。

第8条（本契約の変更等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ、又は生じることが確実と見込まれる場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合は、本契約を変更し、又は本合併を中止することができる。

第9条（契約の効力）

本契約は、効力発生日までに、第 7 条第 2 項に定める乙の株主総会における本契約の承認決議が得られなかった場合、その効力を失う。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に基づき、甲乙協議の上決定する。

（以下余白）

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

2022年10月14日

東京都港区芝浦三丁目1番1号

甲 サントリー食品インターナショナル株式会社
代表取締役 齋藤 和弘



東京都港区芝浦三丁目1番1号

乙 サントリービバレッジサービス株式会社
代表取締役 岸本 康史





第 2 5 期 計 算 書 類

〔 自 2021年 1月 1日
至 2021年 12月 31日 〕

サントリービバレッジサービス株式会社

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	(20,437)	流動負債	(27,003)
現金及び預金	7,078	買掛金	9,687
受取手形	1	短期借入金	9,707
売掛金	4,539	未払金	2,372
商蔵品	3,490	未払費用	3,092
貯蔵品	21	未払法人税等	294
未収入金	2,268	未払消費税等	505
立替金	381	賞与引当金	529
前払費用	2,648	預り金	470
その他	15	リース債務	341
貸倒引当金	△ 9	その他	3
固定資産	(7,652)	固定負債	(5,858)
有形固定資産	(4,166)	退職給付引当金	3,127
建物	873	長期預り金	347
構築物	41	繰延税金負債	73
車両運搬具	19	リース債務	1,695
工具、器具及び備品	492	資産除去債務	399
土地	868	長期未払金	216
リース資産	1,870		
無形固定資産	(35)	負債合計	32,862
ソフトウェア	12		
自販機設置権	22	純資産の部	
投資その他の資産	(3,450)	株主資本	(△ 4,795)
投資有価証券	103	資本金	(100)
関係会社株式	549	資本剰余金	(373)
差入保証金	1,091	資本準備金	72
長期前払費用	1,681	その他資本剰余金	300
長期貸付金	18	利益剰余金	(△ 5,269)
その他	61	その他利益剰余金	(△ 5,269)
貸倒引当金	△ 56	別途積立金	3
		繰越利益剰余金	△ 5,272
		評価・換算差額等	(22)
		その他有価証券評価差額金	22
		純資産合計	△ 4,773
資産合計	28,089	負債純資産合計	28,089

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

〔 自 2021年 1月 1日
至 2021年12月31日 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		99,466
売 上 原 価		46,841
売 上 総 利 益		52,625
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		51,646
営 業 利 益		979
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4	
賃 貸 料 収 入	51	
そ の 他	19	76
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14	
雑 支 出	8	22
経 常 利 益		1,032
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 及 び 廃 棄 損	14	
減 損 損 失	92	107
税 引 前 当 期 純 利 益		925
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	290	
法 人 税 等 調 整 額	2,989	3,280
当 期 純 損 失		△ 2,355

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

〔 自 2021年 1月 1日 〕
〔 至 2021年12月31日 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	100	72	300	373	3	△ 2,917	△ 2,914	△ 2,440	23	△ 2,417
当期変動額										
当期純損失						△ 2,355	△ 2,355	△ 2,355		△ 2,355
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									△ 0	△ 0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 2,355	△ 2,355	△ 2,355	△ 0	△ 2,355
当期末残高	100	72	300	373	3	△ 5,272	△ 5,269	△ 4,795	22	△ 4,773

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
関係会社株式……………移動平均法による原価法
其他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産……………最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
主に定額法を採用しています。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率を採用しています。
貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しています。
 - (2) 賞与引当金
賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっています。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響については、事業は回復基調にあり、今後も回復していくと仮定しています。当該仮定に基づき、有形固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等、会計上の見積り及び判断を行っています。ただし、新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、今後、これらの見積りと将来の実績が異なる可能性があります。

(貸借対照表)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,767百万円
2. 債務保証
関係会社の賃借契約に対する債務保証を次のとおり行っています。
コーシン・サントリービバレッジ株式会社 1,420百万円
(注)コーシン・サントリービバレッジ株式会社については、(関連当事者との取引)を参照ください。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 2,584百万円
短期金銭債務 20,528百万円

(損益計算書)

関係会社との取引高		
営業取引	売上高	5,674百万円
	仕入高	45,360百万円
	販売費及び一般管理費	7,591百万円
営業取引以外の取引	営業外収益	0百万円
	営業外費用	11百万円

(株主資本等変動計算書)

当事業年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 4,404株

(税効果会計)

- 繰延税金資産の発生の主な原因
繰延税金資産については全額評価性引当金を計上しています。
- 繰延税金負債の発生の主な原因
資産除去債務です。

(1株当たり情報)

- 1株当たり純資産額 $\Delta 1,083,829$ 円28銭
- 1株当たり当期純損失 534,774円70銭

(金融商品)

- 金融商品の状況に関する事項
当社はグループ会社貸付金制度により手元資金の運用及び資金調達を行っており、投機目的のための運用は行わない方針です。売掛金等に係る顧客の信用リスクは、取引先別のモニタリングにより低減を図っています。投資有価証券は、主に取引先企業の株式であり、公正な評価額の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しています。
- 金融商品の時価等に関する事項
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位:百万円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金及び預金	7,078	7,078	-
(2)売掛金	4,539	4,539	-
(3)未収入金	2,268	2,268	-
(4)投資有価証券 其他有価証券	84	84	-
(5)買掛金	(9,687)	(9,687)	-
(6)短期借入金	(9,707)	(9,707)	-
(7)未払金	(2,372)	(2,372)	-
(8)未払費用	(3,092)	(3,092)	-
(9)リース債務(*2)	(2,037)	(1,985)	$\Delta 51$

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(*2) 1年内返済予定のリース債務を含めて表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (4) 投資有価証券
時価について、株式は取引所の価格によっています。

負債

- (5) 買掛金 (6) 短期借入金 (7) 未払金 (8) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (9) リース債務
時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価により算定しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	19
関係会社株式 (*1)	549

(*1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めていません。

(関連当事者との取引)

1. 親会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	サントリービバレッジソリューション 株式会社 (注1)	被所有 直接100.0%	商品の仕入 役員の兼任 設置機材の使用	商品の仕入等 (注2)	45,358	買掛金	9,323
						未収入金	1,108
				機材費の支払等 (注3)	7,365	未払費用	1,456
親会社の 親会社	サントリー食品インターナショナル 株式会社	被所有 間接100.0%	資金の貸借	資金の貸借 (注4)	9,707	短期借入金	9,707
				支払利息 (注4)	11		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) サントリービバレッジソリューション株式会社については、(重要な後発事象)に記載しています。
(注2) 価格その他の取引条件は、市場価格の実勢を勘案し、交渉の上で決定しています。
(注3) 取引条件は、一般的な取引条件を参考とし、交渉の上で決定しています。
(注4) 資金の貸借はグループ会社貸付金制度によるものであり、適用金利については市場金利を勘案して決定しています。なお、資金の貸借に係る取引金額は期末残高に記載しています。
(注5) 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注3)
子会社	コーシンサントリービバレッジ 株式会社 (注1)	所有 直接100.0%	商品の販売 役員の兼任	商品の販売 (注2)	4,242	売掛金	797
				債務保証 (注3)	1,420	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社は、2021年10月11日付取締役会において、当社を存続会社とし当社の子会社であるコーシン・サントリービバレッジ株式会社を消滅会社とする吸収合併を決議し、2022年1月1日に会社承継を完了しています。
(注2) 価格その他の取引条件は、市場価格の実勢を勘案し、交渉の上で決定しています。
(注3) 子会社の貸借契約について、債務保証を行っています。なお、年率0.1%の保証料を受領する契約です。
(注4) 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています。

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

当社は、2021年10月11日付取締役会において、当社を存続会社とし当社の親会社であるサントリービバレッジソリューション株式会社を消滅会社とする吸収合併、当社を分割会社とし当社の親会社の親会社であるサントリー食品インターナショナル株式会社を承継会社とする吸収分割、当社を分割会社としサントリーフーズ株式会社を承継会社とする吸収分割及び当社を分割会社とし株式会社ジャパンビバレッジを承継会社とする吸収分割を決議し、2022年1月1日に会社承継を完了しました。当該吸収合併及び吸収分割の概要は次のとおりです。

(1) 取引の概要

1. サントリービバレッジソリューション株式会社の吸収合併

- ①被取得企業の名称 サントリービバレッジソリューション株式会社
②被取得企業の事業の内容 自動販売機事業、ファウンテン事業
③企業結合日 2022年1月1日
④企業結合の法的形式 当社を存続会社としサントリービバレッジソリューション株式会社を消滅会社とする吸収合併
⑤結合後企業の名称 名称の変更はありません
⑥取引の目的を含む取引の概要 経営効率の進化のために実施したものです

2. サントリー食品インターナショナル株式会社への吸収分割

- ①結合企業の名称 サントリー食品インターナショナル株式会社
②被結合企業の名称 当社
③対象となった事業の内容 不動産管理事業及び機材運営管理事業等
④企業結合の法的形式 当社を分割会社としサントリー食品インターナショナル株式会社を承継会社とする吸収分割
⑤結合後企業の名称 名称の変更はありません
⑥取引の目的を含む取引の概要 経営効率の進化のために実施したものです

3. 株式会社ジャパンビバレッジへの吸収分割

- | | |
|----------------|--|
| ①結合企業の名称 | 株式会社ジャパンビバレッジ |
| ②被結合企業の名称 | 当社 |
| ③対象となった事業の内容 | 不動産管理事業及び機材運営管理事業等を除いた事業 |
| ④企業結合の法的形式 | 当社を分割会社とし株式会社ジャパンビバレッジを承継会社とする吸収分割 |
| ⑤結合後企業の名称 | 株式会社ジャパンビバレッジは2022年1月1日付でサントリービバレッジソリューション株式会社に商号を変更しました |
| ⑥取引の目的を含む取引の概要 | 経営効率の進化のために実施したものです |

(2) 実施した会計処理の概要

当該吸収合併及び吸収分割は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

なお、当該吸収合併及び吸収分割により2021年12月31日時点における当社の債務超過は解消されました。

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

第25期計算書類

附属明細書

〔 自 2021年 1月 1日
至 2021年 12月 31日 〕

サントリービバレッジサービス株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
建物	765	215	11	95	873	1,321
構築物	26	23	1	6	41	156
車両運搬具	57	-	-	36	19	193
工具、器具及び備品	499	175	1	181	492	1,859
土地	1,218	22	372 (92)	-	868	-
リース資産	1,430	767	-	327	1,870	1,237
有形固定資産計	3,995	1,205	386	647	4,166	4,767
ソフトウェア	16	-	-	3	12	
自販機設置権	34	-	-	11	22	
無形固定資産計	50	-	-	15	35	

(注)「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額です。

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

区分	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高
貸倒引当金	72	-	6	65
賞与引当金	535	529	535	529
退職給付引当金	2,939	358	170	3,127

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科目	金額
1. 販売促進費及び手数料	20,214
2. 販売機材費	8,100
3. 運送費及び保管料	793
4. 給料手当	12,217
5. 賞与及び賞与引当金繰入額	1,640
6. 退職給付費用	611
7. 福利厚生費	2,495
8. 賃借料	2,482
9. 減価償却費	662
10. ブランドロイヤリティ	98
11. その他	2,330
計	51,646

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

第 25 期事業報告

〔 自 2021 年 1 月 1 日
至 2021 年 12 月 31 日 〕

サントリービバレッジサービス株式会社

事業報告

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 2021年度における当社取締役会の議題一覧

開催日	議題 (タイトル)
2021/1/18	2020年決算報告
2021/1/26	2021年度グループファイナンス借入枠増額申請
2021/2/9	定時株主総会付議事項決定・株主総会決議省略、 4月1日付組織改定・人事異動
2021/2/16	定時株主総会付議事項追加、 2020年度決算承認、三島支店の移転及びJB沼津支店との同居、 2021年要員計画及び2022年新卒採用計画
2021/3/18	4月1日付就業規則改定および責任権限規程改定、 多摩支店賃貸借契約更新
2021/3/25	2021年グループファイナンス借入限度枠の申請
2021/4/13	2021年度第1四半期決算報告
2021/4/27	オペレーション基盤刷新へのシステム開発追加投資
2021/5/18	会社再編に伴うJB・SBVの統合、JB事務所の一部借り受け KSB 本社・金沢支店 移転計画一部内容変更
2021/5/19	6月1日付人事異動
2021/6/14	7月1日付人事異動
2021/6/16	K社保有KSB株式の買取
2021/7/13	第2四半期決算報告
2021/8/3	臨時株主総会付議事項決定・株主総会決議省略、電子公告URL承認
2021/8/16	9月1日付組織改定・人事異動、2022年1月1日付SBS役員人事
2021/8/30	近畿営業本部移転 (JB同居) 名古屋南支店賃貸借契約更新
2021/9/2	高知支店移転
2021/9/14	2022年採用 (21年秋活動) 計画案
2021/9/21	2022年1月1日設立SBS組織改定・人事異動
2021/10/11	グループ再編契約書締結 (KSBとの吸収合併契約締結、SSLとの吸収合併契約締結、SBFとの吸収分割契約、締結利益剰余金変動、SFSとの吸収分割契約締結、JBとの吸収分割に関する

	統合比率、JBの吸収分割契約締結及び同社株式の現物配当)、 臨時株主総会付議事項決定・株主総会決議省略
2021/10/14	第3四半期決算報告、11月1日付組織改定・人事異動
2021/10/29	2022年1月1日付SBS組織改定・重要人事異動
2021/11/26	12月1日付賃金規程及び給与支払いサイクル基準改定
2021/12/1	2022年1月1日付SBS組織改定・重要人事異動

(2) 対処すべき課題

当社は、当事業年度末において債務超過の状況ですが、2022年1月1日の組織再編により債務超過が解消するため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消していると判断しております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第22期	2019年度 第23期	2020年度 第24期	2021年度 第25期 (当期)
売上高(百万円)	126,223	124,637	99,763	99,466
当期純利益 (百万円)	△442	△512	△3,288	△2,355
一株当たり当期純 利益(円)	△100,423.19	△116,298.19	△746,760.83	△534,774.70
総資産額 (百万円)	27,239	26,573	25,043	28,089

2. 会社の状況に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位・担当 (2021年12月31日現在)	地位・担当の変更 (2022年1月1日以降)	辞任日
清水 靖久	代表取締役社長/ 営業統括本部長	—	2021年12月31日
野上 将光	取締役/企画本部長 兼経営企画部長	—	2021年12月31日
内貴 八郎	取締役	—	2021年12月31日
山口 昌利	取締役	—	2021年12月31日
東 文俊	取締役	—	2021年12月31日

井上 淳	取締役	—	2021年12月31日
丹羽 雅之	監査役	—	2021年12月31日
玉川 純	監査役	—	2021年12月31日

- (注) 1. 2021年3月26日付にて、澄川潤一氏が取締役を退任しました。
2. 2022年1月1日付にて、新たに岸本康史氏が代表取締役社長に、今井誠司氏が監査役に就任しております。

(2) 会計監査人の状況

名称 有限責任監査法人トーマツ

3. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針について次のとおり決議しております。

サントリービバレッジサービス株式会社（以下「当社」という）は、当社事業を遂行することにより、サントリー食品インターナショナル株式会社（以下「SBF」という）及びそのグループ会社（SBFを含み以下「SBFグループ」という）の企業価値の最大化に寄与するために、下記のとおり、内部統制システムの基本方針を策定する。

- I. 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- SBFグループは、サントリーグループ企業倫理綱領により、以下のとおり基本原則を示している。
「人と自然と響きあう」という企業理念を共通の志として、国際的企業市民としての自覚をもとに、市民社会のルールを尊重し、コンプライアンスを最優先にする組織と風土が何より重要である。
当社グループの取締役、執行役員及び従業員一人ひとり、企業市民として、社会的な倫理のうえに組織の意思決定を行い、事業活動を展開する。
 - この実践のために、法令遵守・社会倫理の遵守を当社グループの全ての取締役、執行役員及び従業員の行動規範とする。当社グループの取締役及び執行役員は、コンプライアンス経営の実践のため、法令・定款並びに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとする。
 - SBFの日本事業に関するリスクマネジメントコミッティ（以下「リス

クマネジメントコミッティ」という)において、SBFグループ国内のコンプライアンス体制の推進を行うとともに、重要課題を審議する。また、SBF及び当社のコンプライアンス担当部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社グループのコンプライアンス体制の構築・推進を行う。

4. リスクマネジメントコミッティは、審議内容及び活動を、適宜、SBFグループの取締役会及びSBFグループの監査部門（以下「監査部門」という）に報告するものとする。
5. 当社グループの取締役、執行役員及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにリスクマネジメントコミッティに報告するものとする。また、コンプライアンスホットラインをSBFグループの内・外に設置し、当社グループの従業員がコンプライアンス上の問題点について、直接報告できる体制とし、情報の確保に努めた上で、報告を受けたリスクマネジメントコミッティは、その内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置をとり、再発防止策を策定し、当社グループ会社にこれを実施させる体制とする。
6. 必要に応じて、SBFグループから子会社に取締役又は執行役員を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。また、当社の関連部署は、子会社に対して助言、指導、支援を実施するものとする。
7. 必要に応じて、SBFグループから子会社に監査役又はこれらに相当する者（以下「監査役等」という）を派遣し、監査の実施を行うものとする。また、監査部門において、子会社に対する内部監査を実施する。
8. 当社グループの従業員のコンプライアンスの状況・業務の適正性について、監査部門による内部監査を実施し、その結果は、代表取締役社長に報告されるものとする。
9. 当社グループの取締役及び執行役員は、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進するものとする。

II. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程に従い保存・管理するものとする。
2. 上記の文書等は、取締役、執行役員及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
3. リスクマネジメントコミッティにおいて、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ

ティ・ガバナンス体制を構築・推進する。

Ⅲ. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. SBFグループ全体にわたる経営上重要なリスクは、リスクマネジメントコミティ及びSBFの品質保証委員会において、当社グループ全体を含めたSBFグループの業務遂行上のリスク及び品質リスクを網羅的・総括的に管理する。また、それぞれの重要なリスクについて、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を行うものとする。
2. 経営上の戦略的意思決定は、取締役会に付議されるものとする。
3. 業務執行におけるリスクは、各取締役及び執行役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについて、取締役会において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定するものとする。
4. 新たに生じたSBFグループ経営上重要なリスクについては、取締役会において、速やかに対応の責任を持つ取締役又は執行役員を選定し、対応について決定するものとする。

Ⅳ. 当社の取締役及び当社子会社の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社グループの取締役、執行役員及び従業員が共有すべき全社的目標を定め、担当取締役及び担当執行役員は、全社的目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための効率的な方法を定める。
2. 担当取締役及び担当執行役員は、目標達成の進捗状況について、取締役会において確認し、具体的な対応策を報告しなければならないものとする。
3. 各取締役及び各執行役員の業務執行の適切な分担を実施し、責任権限規程に基づき、効率的な意思決定を図るものとする。

Ⅴ. 当社子会社の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1. 子会社の取締役及び執行役員の業務執行の状況については、定期的に取り締り会において報告されるものとする。
2. 子会社を担当する取締役及び執行役員は、随時子会社の取締役及び執行役員から業務執行の状況の報告を求めるものとする。
3. 責任権限規程において、一定の事項については、SBFグループの関連部署との協議・報告を義務付け、あるいは当社の取締役会の承認を得る

ものとする。

4. 内部監査部門は、子会社に対する内部監査の結果を、適宜、代表取締役社長に報告するものとする。

VI. その他の当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 親会社を含めたS B Fグループ会社間の取引は、取引の実施及び取引条件の決定等に関する適正性を確保し、客観的かつ合理的な内容で行うものとする。
2. S B Fグループにおける財務報告の適正の確保に向けた内部統制体制を整備・構築する。

VII. 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役が必要とした場合、協議の上、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

なお、当該使用人の異動、評価等は、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役及び執行役員からの独立性を確保するものとする。

また、当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うものとする。

VIII. 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、取締役会に出席し、代表取締役及び業務執行を担当する取締役及び執行役員は、随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。
2. 当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。

IX. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役、執行役員及び従業員が、当社の監査役へ報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する。

- X. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 2. 監査役は、当社子会社の監査役等又は監査部門との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。
 3. 監査役は代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりであります。

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりであります。

1) 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況

- ・当社は、取締役会を開催し、予算策定等について活発な議論を行いました。
- ・取締役会において、当社グループの経営成績が報告され、当社グループにおける経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行いました。

2) リスクマネジメント体制に関する運用状況

- ・SBFにおいてジャパンリスクマネジメント委員会を開催し、SBFグループの日本事業におけるリスク抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行いました。
- ・品質リスクについては、SBFにおいて品質保証委員会を開催し、SBFグループにおける品質保証上の課題の抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行いました。
- ・情報セキュリティについては、情報の適切な保存・管理に向けた各種社内規程を整備しています。また、情報管理に関する啓発活動を実施する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取組みを行いました。

3) コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・サントリーグループ企業倫理綱領の遵守を目的とした研修等を実施しました。
- ・法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的に、内部通報の窓口としてコンプライアンス担当部門、法律事務所・内部通報専門業者等の外部の窓口及び監査等委員会を設けています。これらの窓口の存在については、SBFグループイントラネットへの掲載等により、従業員に周知をしています。
- ・通報・相談に対しては、ジャパンリスクマネジメント委員会（SBF監査等委員会窓口への通報・相談に対しては、SBF監査等委員会）の指示に従い、関連部署が責任をもって事実を調査し、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。また、通報者の不利益取扱いを禁止した社内規程を策定しています。
- ・ジャパンリスクマネジメント委員会では、SBFグループにおけるコンプライアンス上の課題及びその対応策について確認し、議論を行いました。

- ・コンプライアンス経営の浸透度を確認するとともに、良き職場風土の更なる醸成を図るため、従業員の意識調査を実施しました。

4) 監査役の監査に関する運用状況

- ・監査役は、取締役会等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けています。
- ・監査役は、内部監査部門から、内部監査等の現状について定期的に報告を受けています。
- ・監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設けています。

5) 内部監査に関する運用状況

- ・内部監査部門は、監査計画に基づき当社各部門について内部監査を実施し、必要に応じて改善のための指示又は勧告を行うとともに、監査結果を、代表取締役社長に報告しています。

4. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社と、商品の購入等の取引をするに当たり、市場における取引条件等を勘案し親会社と協議の上で当該取引の条件を決定することで、当社の利益を害さないように留意しており、当社取締役会は、当該取引が当社の利害を害さないものと判断しております。

以上

第 25 期事業報告

附属明細書

〔 自 2021 年 1 月 1 日
至 2021 年 12 月 31 日 〕

サントリービバレッジサービス株式会社

事業報告 附属明細書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

事業報告の内容を補足する重要な事項については、特にありません。

以上

監査報告書

私は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。なお22年1月1日付けにて監査役が交代しましたので、取締役の職務執行状況及び会社の状況は前監査役への面談により確認しました。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月10日

サントリービバレッジサービス株式会社

監査役

今井 誠司 

独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

サントリービバレッジサービス株式会社

代表取締役 岸 本 康 史 殿

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

平野 礼人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サントリービバレッジサービス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年1月1日付で会社を存続会社とし会社の親会社であるサントリービバレッジソリューション株式会社を消滅会社とする吸収合併、会社を分割会社とし会社の親会社であるサントリー食品インターナショナル株式会社を承継会社とする吸収分割、及び会社を分割会社とし株式会社ジャパンビバレッジを承継会社とする吸収分割を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

サントリービバレッジサービス株式会社

監査役 今井 誠 司 殿

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

平野 丸人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サントリービバレッジサービス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年1月1日付で会社を存続会社とし会社の親会社であるサントリービバレッジソリューション株式会社を消滅会社とする吸収合併、会社を分割会社とし会社の親会社であるサントリー食品インターナショナル株式会社を承継会社とする吸収分割、及び会社を分割会社とし株式会社ジャパンビバレッジを承継会社とする吸収分割を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上